

### 3 随時監査・臨時監査

#### (1) 監査実施状況

随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

##### <財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで20箇所を実施しました。

また、定期監査や財政的援助団体への監査の効果を高めるため、業務委託に係る不適切な事務処理等の事案を対象に監査を行い、5箇所を実施しました。

##### <工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査や、重大事故や工事事故の多発する監査対象機関を対象に安全管理の実施状況の監査を行い、4箇所を実施しました。

臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、2箇所を実施しました。

#### ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和2年度 (A)				令和元年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
	財務会計	工事技術										
知事部局	(11)	(2)		(13)	(3)	(6)		(9)	(8)	(△4)	(0)	(4)
	11	4		15	3	8		11	8	△4	4	4
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(10)		(2)	(12)	(3)		(4)	(7)	(7)		(△2)	(5)
	10		2	12	3		4	7	7		△2	5
警察本部、警察署	(4)			(4)	(3)		(1)	(4)	(1)		(△1)	(0)
	4			4	3		1	4	1		△1	0
計	(25)	(2)	(2)	(29)	(9)	(6)	(5)	(20)	(16)	(△4)	(△3)	(9)
	25	4	2	31	9	8	5	22	16	△4	△3	9

(注1) ( )は書面監査実施箇所数(内数)

(注2) 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

イ 部局別表

区分	令和2年度 (A)				令和元年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	財務 会計	工事 技術	事務 事業	計	財務 会計	工事 技術	事務 事業	計
	財務会計	工事技術										
知事直轄組織												
危機管理部												
経営管理部			(0)	(2)	(2)		(2)	(Δ2)			(Δ2)	
			0	2	2		2	Δ 2			Δ 2	
くらし・環境部			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		(0)		(0)	
			0	1	1		1		Δ 1		Δ 1	
スポーツ・ 文化観光部(注1)	(2)		(2)				(0)	(2)			(2)	
	2		2				0	2			2	
健康福祉部	(2)		(2)				(0)	(2)			(2)	
	2		2				0	2			2	
経済産業部	(5)	(1)	(6)	(1)	(0)		(1)	(4)	(1)		(5)	
	5	2	7	1	1		2	4	1		5	
交通基盤部	(1)	(1)	(2)		(6)		(6)	(1)	(Δ5)		(Δ4)	
	1	2	3		6		6	1	Δ 4		Δ 3	
出納局												
企業局	(1)		(1)				(0)				(0)	
	1		1				0				0	
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(10)		(2)	(12)	(3)		(4)	(7)	(7)		(Δ2)	(5)
	10		2	12	3		4	7	7		Δ 2	5
警察本部、警察署	(4)		(4)	(3)	(1)		(4)	(1)			(Δ1)	(0)
	4		4	3	1		4	1			Δ 1	0
計	(25)	(2)	(2)	(29)	(9)	(6)	(5)	(20)	(16)	(Δ4)	(Δ3)	(9)
	25	4	2	31	9	8	5	22	16	Δ 4	Δ 3	9

(注1) 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。

(注2) ( )は書面監査実施箇所数(内数)

(注3) 令和元年度まで随時監査の中で行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

## (2) 指摘等の状況

### ア 指摘等の件数等

#### (ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	25箇所	4箇所	2箇所
指摘等の箇所数	2箇所	0箇所	1箇所

#### (イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査	1	1		2
臨時監査	1			1
計	2	1		3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。  
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は4件です。

### イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(39ページ)のとおり)

#### (ア) 随時監査

##### a 指摘(1件)

- ・ 業務委託の不適切な事務手続(障害者政策課)

##### b 注意(1件)

- ・ 指定管理業務に係る不適切な事務処理(観光政策課)

#### (イ) 臨時監査

##### a 指摘(1件)

- ・ 特定個人情報の不適切な取扱い(高校教育課)

## (3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に指摘等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘(2件)を行った2機関の改善措置状況は、68ページから69ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

## 指摘等の概要

### [随時監査]

#### 1 指摘1件

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課	指摘	件名	業務委託の不適切な事務手続
		内容	平成31年度パラスポーツ王国推進事業業務委託における委託事業実施計画書の日付が空欄となっていた。障害者政策課の担当者が受付日より遡った日付を記入し、同日付の受領印を押していた。 また、前払金請求書についても、提出日付が空欄であったため、同課の担当者が日付を記入し、同日付の受領印を押していた。

#### 2 注意1件

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・ 文化観光部 観光交流局 観光政策課	注意	件名	指定管理業務に係る不適切な事務処理
		内容	日本平山頂シンボル施設指定管理業務において、日本平山頂シンボル施設管理業務仕様書のうち休館日の記載に誤りがあった。 また、日本平山頂シンボル施設の設置及び管理に関する条例の規定に反して国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を休館日とする年間運営計画書を受領し、承認していた。

### [臨時監査]

#### 1 指摘1件

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 事務局 高校教育課	指摘	件名	特定個人情報の不適切な取扱い
		内容	高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から高校教育課へ書類送付の過程で特定個人情報が記載された用紙1枚（1人分）が紛失した。 高校教育課は、特定個人情報等取扱規程に基づく、特定個人情報等が記載された書類を取得した際の確実な受領確認を行っていなかった。

## 4 行政監査

---

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

### (1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

#### ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

##### (ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

##### (イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

#### イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

##### (ア) 本庁

各部局の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

##### (イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目から選定し、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況
- ・ 債権の管理状況
- ・ 郵券の在庫確認
- ・ 備品の管理状況
- ・ 当該機関所有の携帯電話の使用状況

\* 3Eの視点から出先機関に対して実施した「AED（自動体外式細動器）の設置及び管理の状況」の監査において確認された課題を踏まえ、「出先機関等における

自動体外式除細動器（AED）の管理等に関する監査について」として取りまとめ、本庁所管課に対して意見を出しました。意見の具体的な内容は27～28ページを参照してください。

また、その他の行政監査の結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア 指摘等の件数等 (イ) 件数」(16ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～18ページを参照してください。

## (2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施しました。

\* 結果については、「3 随時監査・臨時監査 (2) 指摘等の状況 ア 指摘等の件数等 (イ) 件数」(38 ページ)の「臨時監査」の結果として出されています。具体的には、38 ページを参照してください。

## 5 財政的援助団体等の監査

### (1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和2年度は41箇所について実施しました。

#### ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和2年度(A)		令和元年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	18 (注2)	(18) [12]	18	(18) [16]	0	(0) [△ 4]
補助団体	19	(19) [15]	18	(18) [12]	1	(1) [3]
貸付団体	1	(1) [1]			1	(1) [1]
指定管理者	3 (注2)	(3) [2]	6	(6) [3]	△ 3	(△3) [△ 1]
計	41	(41) [30]	42	(42) [31]	△ 1	(△1) [△ 1]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数( )書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([ ]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。
- 出資団体18箇所の内、15団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。また、指定管理者の内、1団体が補助団体及び貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和2年度(A)		令和元年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織	1	(1)			1	(1) [0]
危機管理部	1	(1)			1	(1) [0]
経営管理部					0	(0) [0]
くらし・環境部	1	(1) [1]	3	(3) [2]	△ 2	(△2) [△ 1]
スポーツ・文化観光部	18	(18) [14]	14	(14) [11]	4	(4) [3]
健康福祉部	10	(10) [7]	4	(4) [4]	6	(6) [3]
経済産業部	8	(8) [6]	13	(13) [8]	△ 5	(△5) [△ 2]
交通基盤部	2	(2) [2]	5	(5) [4]	△ 3	(△3) [△ 2]
出納局					0	(0) [0]
企業局					0	(0) [0]
がんセンター局					0	(0) [0]
議会事務局					0	(0) [0]
各種委員会事務局					0	(0) [0]
教育委員会事務局、 教育機関			2	(2) [1]	△ 2	(△2) [△ 1]
警察本部、警察署			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
計	41	(41) [30]	42	(42) [31]	△ 1	(△1) [△ 1]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数( )書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([ ]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、74ページを参照してください。

2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更した。



ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	(出資率)	所在地	令和2年度所管課	
■出資団体	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター 【静岡県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(指)	公益財団法人 静岡県文化財団 【静岡県コンベンションアーツセンター】	85.1%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公益財団法人 静岡県国際交流協会	86.8%	静岡市	くらし環境・多文化共生	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
	(補)	公益財団法人 静岡県腎臓バンク	48.8%	静岡市	健康福祉・疾病対策	
		公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	45.4%	静岡市	健康福祉・衛生	
	(補)	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	75.4%	静岡市	スポーツ文化観光・スポーツ振興	
	(補)	公益財団法人 しずおか健康長寿財団	77.0%	静岡市	健康福祉・長寿政策	
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構 【静岡県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町	経済産業・新産業集積	
	(指)	公益社団法人 静岡県コンテナ輸送振興協会 【静岡県浜松内陸コンテナ基地】	33.3%	浜松市	経済産業・企業立地推進	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市	経済産業・農業戦略	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
		公益財団法人 静岡県漁業振興基金	100.0%	静岡市	経済産業・水産振興	
		特別法人 静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地	
			(計 18箇所)			
	■補助団体	①私学経常費補助等				
幼稚園以外		学校法人	沼津学園		沼津市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	加藤学園		沼津市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	富士学園		富士市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	倉橋学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
幼稚園		学校法人	青葉学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	貴庵寺学園		静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	萩丘学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	宮っこ学園		富士宮市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	鴨江寺学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興
		学校法人	山崎学園		御殿場市	スポーツ文化観光・私学振興

	②定期的でない事業費補助		
	その他 浜松医療センター	浜松市	健康福祉・疾病対策
	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会	静岡市	経済産業・経営支援
	③定期的でない事業費補助（*建設費補助のみ対象）		
	医療法人社団 聡誠会	長泉町	健康福祉・地域医療
	④その他の助成団体		
	公益財団法人 有隣厚生会	御殿場市	健康福祉・地域医療
	社会福祉法人 岳陽会	富士市	健康福祉・介護保険
	株式会社 しずてつジャストライン株式会社	静岡市	交通基盤・地域交通
	その他 環駿河湾観光交流活性化協議会	静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
	その他 静岡県原子力発電所環境安全協議会	静岡市	危機管理・原子力健全対策
	その他 北方領土返還要求静岡県民会議	静岡市	知事直轄・地域外交
	(計 19箇所)		
■貸付団体	一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー	静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
	(計 1箇所)		
■指定管理者	その他 プラザヴェルデ運営共同事業体グループ【プラザヴェルデ】	沼津市 (東京都)	スポーツ文化観光・観光政策
	その他 ASC日本平グループ【日本平山頂シンボル施設】	静岡市 (東京都)	スポーツ文化観光・観光政策
(補・貸)	社会福祉法人 聖隷福祉事業団【静岡県立浜松学園】	浜松市	健康福祉・障害者政策
	(計 3箇所)		
合 計	(計 41箇所)		

(注) 1 区分欄の( )は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

3 所在地欄が2段書になっている場合、上段は団体が管理する施設の所在地、下段は団体の所在地を指す。

## (2) 指摘等の状況

### ア 指摘等の件数等

#### (ア) 箇所数

監査実施箇所数	41箇所
指摘等の箇所数	3箇所 (7.3%)

#### (イ) 件数

指摘	注意	意見	計
	3		3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(80ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和2年度の件数は5件です。

### イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(47ページ)のとおり)

#### (ア) 注意(3件)

##### a 財務会計(3件)

- 不適切な予算執行(公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター)
- 現金の照合等の未実施(プラザヴェルデ運営共同事業体グループ)
- 指定管理業務の不適切な事務執行(ASC日本平グループ)

## (3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和2年度に注意(3件)を行った3団体から、改善の措置状況の報告書が提出され、注意に係る報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

## 指摘等の概要

### [財政的援助団体等監査]

#### 1 注意3件

監査箇所	区分	概要	
公益財団法人 静岡県生活 衛生営業セ ンター	注意	件名	不適切な予算執行
		内容	令和元年度計算書類を構成する収支計算書及び収支計算書総括表について、会計処理規程第14条に「予算額を超える支出を行ってはならない」と規定されているが、これに反し多数の科目で決算額が補正後の最終予算額を超過した支出となっていた。なお、この状況は、複数年に渡って行われていた。
プラサヴェ ルデ運営共 同事業体	注意	件名	現金の照合等の未実施
		内容	ふじのくに千本松フォーラム(プラサヴェルデ)現金取扱等に関する規程に、手元に保管する現金については毎日、現金出納簿を照合しなければならないと規定されているが、現金出納簿が未整備であり、現金の照合を行っていなかった。また、駐車場のサービス券については、受払表等による管理を行っていなかった。
ASC日本 平グループ	注意	件名	指定管理業務の不適切な事務執行
		内容	令和2年2月11日は、日本平山頂シンボル施設の開館日と条例に規定されているが、誤って休館していた。